

# 役員報酬規程

特定非営利活動法人本の学校

## 1. 目的

この規程は、特定非営利活動法人本の学校 定款第4章 第19条に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

## 2. 報酬及び費用の支給

- (1) 役員の総数の3分の1以下の範囲内で報酬を支払うことができる。
- (2) 役員報酬は、必要が生じた場合は、理事会、総会を経て理事長がこれを定めることができる。
- (3) 役員が職務のため出張したときは「特定非営利活動法人本の学校 旅費規程内規」に則り交通費を支給する。

## 3. 附則

この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会、総会の議決を経て理事長が定める。